

## 条例手続きの終了について

下記の事業計画については、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例(平成21年岐阜県条例第20号)に基づく必要な手続きが実施され、同条例第29条第1号に該当すると認められますのでお知らせします。

### 記

#### 対象となる事業計画

- (1) 事業者の氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
大王製紙株式会社 可児工場 工場長 田坂 浩明
- (2) 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所  
岐阜県可児市土田字井ノ鼻500番 外76筆
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類  
中和施設(政令第7条第6号) 1基  
脱水施設(政令第7条第1号) 1基
- (4) 事業計画書提出年月日  
令和3年2月18日

令和4年5月23日

岐阜県知事 古田 肇

